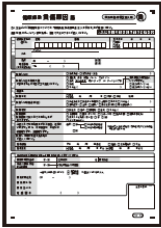


健康保険 負傷原因届 記入の手引き

負傷(ケガ)がもとで各種の給付の申請をする際に、負傷の原因を届け出ます。疾病・負傷(ケガ)が第三者の行為によるものであるときは、併せて「第三者行為による傷病届」の届出が必要です。

届出書は1枚です。
漏れなく正確にご記入ください。



被保険者ご自身
がご記入ください。

こんなときに負傷原因届をご提出ください。

負傷(ケガ)がもとで以下の給付を申請する際に、その給付の支給申請書の添付書類として負傷原因届を提出します。

- 移送費
- 海外療養費

◆法人の役員であって、健康保険から給付が行われる場合に該当する場合のみ必要な申請書

- 療養費(立替払等)
- 療養費(治療用装具)
- 傷病手当金
- 埋葬料(費)・家族埋葬料

業務上・通勤途上の疾病・負傷(ケガ)の場合

■労災保険からの給付が原則

健康保険では、業務上または通勤災害による疾病・負傷(ケガ)に対して保険給付は行いません。この場合は、労災保険(労働者災害補償保険)の給付の対象となります。

■健康保険からの給付が行われる場合

ただし、健康保険の被保険者または被扶養者の業務上のケガについて、労災保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務に起因するものを除き、健康保険の給付対象となります。さらに、法人の役員としての業務に起因するものであっても、被保険者数が5人未満の小規模事業所であって、その業務が従業員の従事する業務と同一と認められるときは、健康保険の給付対象となります。

第三者行為による疾病・負傷(ケガ)の場合

■「第三者行為による傷病届」を提出

業務上や通勤途上以外の交通事故、ケンカ、他人の飼い犬等にかまれたときなど、第三者の行為によって起こった疾病・負傷(ケガ)は、本来加害者が治療費を負担すべきですが、保険証を医療機関に提示して診療を受けることもできます。その際は、すみやかに「第三者行為による傷病届」をご提出ください。

相手方がいる交通事故の場合	相手が不明である場合も届出が必要です 同乗者がケガをした場合は、運転者の方が加害者となり届出が必要です(同乗者が親族でも必要です)
ケンカなどにより暴力をふるわれてケガをした場合	相手が不明である場合も届出が必要です
動物にかまれてケガをした場合	野良犬、野良猫等、飼い主が不明である場合も届出が必要です

「第三者行為による傷病届」が必要な理由

交通事故やケンカ等の第三者による疾病・負傷(ケガ)の治療費は、本来加害者が負担すべきものです。保険証を使って治療を受けた場合、健保組合が加害者に代わって医療費を立て替えたこととなりますので、その費用を加害者または損害保険会社などに請求します(損害賠償権の代位取得)。

このため、すみやかに届書をご提出いただく必要があります。

用紙の入手方法は、健保組合にお問い合わせください。

届出がない場合は、診療に要した費用の全額を被害者(健保組合の被保険者)からご返還いただく場合がありますので、必ずご提出ください。

次ページに記入例があります。➔

健康保険 負傷原因 届

被保険者・事業主記入用



記入方法および添付書類等については、「健康保険 負傷原因届 記入の手引き」をご確認ください。
届書は、黒のボールペン等を使用し、楷書で枠内に丁寧に記入ください。

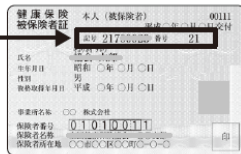
記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 アイウ

1	被保険者証の (左づめ)	記号	番号	生年月日	年	月	日
		2 1 7	2 1	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	6	1 1	0 2 2
	氏名 (フリガナ)	ケンゴウ タロウ 健康 太郎					
	住所 電話番号 (日中の連絡先)	〒105-0000 東京 港区〇〇 1-1 △△マンション101 TEL 03 (XXXX)XXXX					
2	負傷した方	<input type="checkbox"/> 被保険者・ <input checked="" type="checkbox"/> 被扶養者(氏名 健康 花子)					
	負傷した方の勤務形態 ※該当するものを含む□を選択ください。	<input type="checkbox"/> 正社員、契約、派遣、パート、アルバイト <input type="checkbox"/> 請負、法人の役員、ボランティア、インターンシップ等 <input checked="" type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()				労災保険に特別加入 していますか。 <input type="checkbox"/> 特別加入している <input type="checkbox"/> 特別加入していない	
	傷病名	ろっ骨骨折					
	負傷日時	<input type="checkbox"/> 平成 1 年 5 月 8 日 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 午前・ <input type="checkbox"/> 午後 10 時頃					
	負傷した時間帯(状況)	<input type="checkbox"/> 勤務時間中 <input type="checkbox"/> 勤務日の休憩中 <input type="checkbox"/> 出張中 <input checked="" type="checkbox"/> 私用中 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 通勤途中(<input type="checkbox"/> 出勤 <input type="checkbox"/> 退勤 / <input type="checkbox"/> 寄り道等有り <input type="checkbox"/> 寄り道等無し)					
	負傷場所	<input type="checkbox"/> 会社内 <input type="checkbox"/> 路上 <input type="checkbox"/> 駅構内 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他()					
	負傷原因 負傷原因で次にあてはまるものがありますか。	<input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 暴力(ケンカ) <input type="checkbox"/> スポーツ中(<input type="checkbox"/> 職場行事 <input type="checkbox"/> 職場行事以外) <input type="checkbox"/> 動物による負傷(飼い主: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> あてはまらない					
	上記にあてはまる原因がある場合、相手は いますか。また、その場合は、あなたは 被害者ですか、加害者ですか。	相手: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> あなたは被害者 <input type="checkbox"/> あなたは加害者		※相手がいる負傷の場合は「第三者行為による傷病届」 の届出が必要です。	
	負傷した時の状況を具体的に ご記入ください。	3 自宅で掃除機をかけていた際、転んで胸を机の角に ぶつけてしまった。					
	治療経過	令和 1 年 5 月 30 日現在 <input type="checkbox"/> 治癒 <input checked="" type="checkbox"/> 治療継続中 <input type="checkbox"/> 中止					
治療期間	<input type="checkbox"/> 平成 1 年 5 月 8 日 から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 令和						
4	業務災害及び通勤災害の場合のみ事業主の記入を受けてください。						
	事業所の労災適用	有・無	社員総数	名	事業内容		
	業務(通勤)災害 該当の確認	有・無 → 「無」の場合、その理由					
	事業所所在地	上記、本人の申し立てのとおり <input type="checkbox"/> 業務災害 <input type="checkbox"/> 通勤災害 に相違ないことを認めます。					
	事業所名称 事業主氏名 電話番号	()					

1 / 1

記入もれや誤りが多いところ(特にご注意ください)

1 記号番号は、保険証に記載されています。



3 負傷したときの状況をなるべく詳しく(具体的に)ご記入ください。

2 負傷した原因が、第三者によるものの場合、「第三者行為による傷病届」の提出が必要になります。詳しくは1ページを参照のほか、健保組合にお問い合わせください。

4 業務(通勤)災害に該当するかどうかは、労働基準監督署が認定を行いますので、詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。